

富士見市犯罪被害者等支援条例について（概要）

1 条例制定の目的

富士見市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市・市民等・事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、再び平穏な生活を営むことが出来るよう、犯罪被害者等に寄り添った地域社会を実現するために制定するものです。

2 条例制定の背景

・多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実に対し、国民の誰もが犯罪被害者等になる可能性が高まっていることを踏まえ、その困難な状況を打開し、その権利権益の保護を図るという観点から、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、平成17年4月に施行されました。

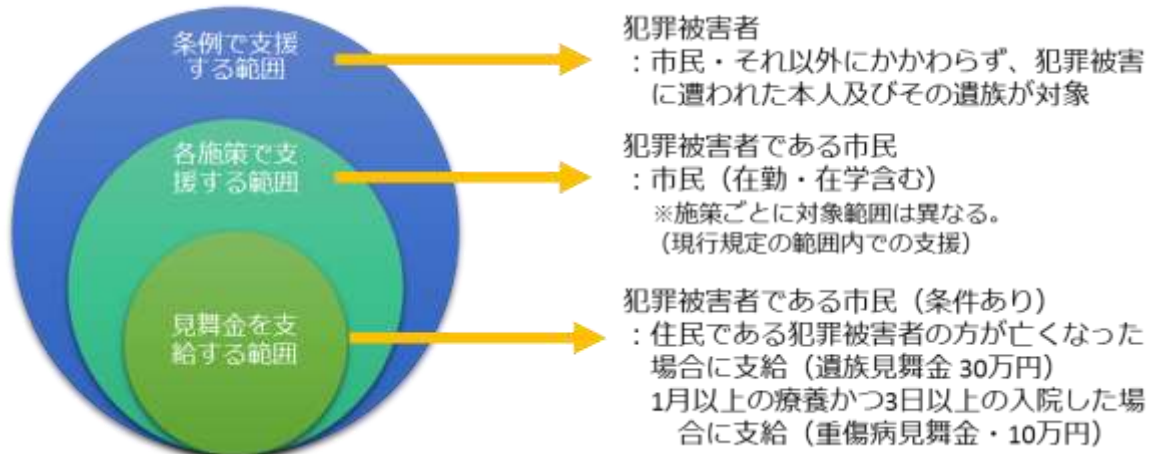
・埼玉県では、基本法に基づき平成30年に、犯罪被害者等支援条例を制定。県内市においても、令和5年10月時点において、23市／40市で、条例が制定され、犯罪被害者等への支援が進められています。

・令和4年1月にふじみ野市で発生した立てこもり医師殺害事件のように、身近な地域においても凄惨な事件が発生しています。

・富士見市においても、「犯罪被害者支援総合的対応窓口」を協働推進課に設置しておりますが、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ体系的に推進していくための市全体での枠組みが整っておりませんでした。

⇒これらのことから、本市においても犯罪被害者等の支援を市全体で進めていくため、条例制定に向けた準備を進めることとしました。

3 富士見市犯罪被害者等支援条例（案）における支援対象について



4 条例の規定内容（概要）

条	見出し	概 要
第1条	目的	<p>○ 条例制定の目的を明らかにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等、事業者の責務を明らかにすること。 ・支援について基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進すること。 ・これらにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、再び平穏な生活を営むことが出来るよう、犯罪被害者等に寄り添った地域社会を実現に寄与することを目的としています。
第2条	定義	<p>○ 条例における用語の定義を定めます。</p> <p>① 犯罪等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本法第2条第1項に規定する「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」をいいます。 <p>② 犯罪被害者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本法第2条第2項に規定する、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」をいいます。 <p>③ 市民等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内居住者、通勤者、通学者、市内で活動を行う団体 <p>④ 事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業活動を行う個人又は法人、その他の団体 <p>⑤ 二次的被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が犯罪被害後に受ける、風評、誹謗中傷等による精神的な苦痛、心身の不調等の被害 <p>⑥ 民間支援団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等への支援を行う民間団体 ・（公社）埼玉犯罪被害者援助センターを想定しています。 <p>⑦ 関係機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、警察、民間支援団体等、犯罪被害者支援を行う団体です。
第3条	基本理念	<p>○ 基本法を踏まえ、犯罪被害者支援を推進するにあたっての基本となる考え方を示します。</p> <p>① 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。</p> <p>② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の置かれている状況、事情に応じて適切に行われなければなりません。</p> <p>③ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた</p>

		<p>ときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく行われなければなりません。</p> <p>④ 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければなりません。</p>
第4条	市の責務	<p>○ 犯罪被害者等の支援における市の責務を定めます。</p> <p>① 基本理念にのっとり、支援に関する施策を実施します。</p> <p>② 施策の円滑な実施のため、関係機関等との役割分担、相互の連携を図ります。</p>
第5条	市民等の責務	<p>○ 犯罪被害者等の支援における市民等の責務を定めます。</p> <p>① 基本理念にのっとり犯罪被害者等に対する理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分な配慮を求めるものです。</p> <p>② 市、関係機関等が実施する施策に対して協力を求めるものです。</p>
第6条	事業者の責務	<p>○ 犯罪被害者等の支援における事業者の責務を定めます。</p> <p>① 基本理念にのっとり犯罪被害者等に対する理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分な配慮を求めるものです。</p> <p>② 従業員等に対する、就労、勤務についての十分な配慮、や必要な支援を求めるものです。</p>
第7条	相談及び情報の提供等	<p>○ 総合的対応窓口（協働推進課）を設置し、犯罪被害者等からの相談に対する情報の提供及び助言、関係機関等との連絡及び調整を行うことを定めています。</p>
第8条	経済的又は精神的負担の軽減	<p>○ 犯罪被害者等の経済的又は精神的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な施策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金の支給内容（対象等）は規則で定めます。 ・遺族見舞金 30万円 <p>◇亡くなった犯罪被害者の第1順位遺族に支給 （①配偶者（事実婚関係にあった方を含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重傷病見舞金 10万円 <p>◇医師の診断により療養期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院の場合に支給</p>

第9条	保健医療サービス及び福祉サービスの提供	○ 犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるように、その心身の状況に応じた必要な施策を行います。 ・ 障害者手帳の説明、手続きの説明 ・ 被害児童等に対する、臨床心理士等による相談等 ※現在移行準備を進めている「重層的支援体制」との連携も図っていく予定です。
第10条	安全の確保	○ 更なる犯罪等による被害、二次的被害防止のため、個人情報等の適切な取扱いの確保等を行います。 ・ DV 被害者等に対する一時避難等
第11条	居住の安定	○ 犯罪被害者等が、従前の住居に居住することが困難となった場合に、必要な施策を講じます。 ・ 市営住宅への入居相談の実施等
第12条	雇用の安定	○ 犯罪被害者等へ事業者の理解を深めるための措置、施策を講じます。 ・ 商工会等と連携した、講習会の開催等
第13条	市民等及び事業者の理解の増進	○ 市民等及び事業者の理解を深めるための情報提供、啓発活動等の施策を講じます。 ・ 広報、リーフレット等を活用した情報提供、啓発活動 ・ 町会等の集まり時における、情報提供等
第14条	人材の育成	○ 相談、助言等、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するために必要な施策を行います。 ・ 職員研修の開催等
第15条	民間支援団体への支援	○ 犯罪被害者等の支援活動を行う民間支援団体の活動を促進するための市の施策に係る情報提供等の施策を講じます。 ・ 民間支援団体からの専門家派遣の依頼 ・ 民間支援団体に対する市の制度説明等
第16条	意見等の反映	○ 犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、施策に反映するよう努めます。
第17条	審議会の設置	○ 第16条と併せ、定期的な情報共有、意見交換や支援に関する施策について意見を求めることができる附属機関を設置します。
第18条	推進体制	○ 市全体で犯罪被害者を支援するため、関係各課等による推進体制（庁内委員会等）を整備します。
附 則		施行日を定めています。（令和6年7月1日を予定）